

議会運営委員会

平成31年3月13日（木曜日）午前11時10分開会

出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	君島一郎	副議長	山本はるひ
----	------	-----	-------

出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐兼 庶務係長	田野恵子	議事調査係長	関根達弥
主査	室井良文		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)取組実行計画について
 - (2)文書質問について
 - (3)関係例規の整備について
 - (4)その他
4. その他
5. 閉会

開会 午前11時10分

◎開会の宣告

○吉成委員長 では、皆さん、改めましてこんにちは。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○吉成委員長 先ほどの予算常任委員会全体会というところで、引き続きの議会運営委員会、いよいよ議会運営委員会も残すところ数回となりました。本日はちょっと資料がたくさん皆さんのお手元にあります。ですから、説明事項が大変に多くなっておりますので、ぜひともその辺はご理解の上ご協議のほどよろしく願いいたします。

—————◇—————

◎協議事項

○吉成委員長 それでは、早速3の協議事項に入つてまいります。

(1)取組実行計画について。

皆さんのお手元に取組実行計画（案）をお示しをさせていただいております。これにつきましては、この当然議運、それから会派代表者会議、正副委員長会議で説明を行って、3月8日までに取組実行計画に対するご意見等を求めたわけですが、その中で1件意見がございました。

ちょっと取組実行計画（案）のほうをお開きください。

ページは3ページからを見ていただきたいと思います。うんですが、ここを見ていただくと議会の取り組み、アウトプットですね。アウトプットに関しては①、②、③、こういった表示をしています。

そして、その下の市民に対する効果、成果、アウトカム部分は以前は実はここも同じように①、②という表示をしておりました。ご指摘があったのは、上と下が完全に関連しているのかということですが、当然これは関連しているという意味ではなくて、アウトカムについてはアウトプットから生まれてくる幾つかの事項ということになりますので、当然同じではないわけですね。そこでわかりやすくする意味で①、②の表現ではなくて、ABCの表現に変えました。そのご指摘を受けて1点変えたというのが今回の素案であります。これらについて皆さんからご意見いただければと思います。あとは、変わったところはございません。

補足で説明があれば係長、お願いします。

係長。

○関根議事調査係長 お手元にお配りしましたものにつきましては、もう1点実際に計画とする部分と違う部分がございます。うちのほうからご説明

○吉成委員長 すみません、1点抜けていました。

担当という部分をごらんになってください。そのわきに担当と書いてあります。今の3ページから最後の10ページまで、前回までは担当は入れていませんでした。これについてはもう以前の議運の中でどこが担当するかというのは全て一覧表で皆さんにお示しをして了解を得ていますので、特段要らないだろうと思ったのですが、わかりやすいということではこの担当をここに表示することにいたしました。どこが扱うかということですね。どこが担当するかという意味です。これは以前に決まっておりのものをここに全て当て込んだということです。それでわかりやすく表現しているということです。

ただし、これについてはこの議運での資料とさせていただきますと思いますので、全ての資料の

中にこれを入れるということではございません。今後協議を進めていく中では非常にわかりやすくしてありますので、この担当というのを今回入れさせていただいたということです。すみませんでした。

皆さんのほうから何かご意見ございますか。

森本委員。

○森本委員 今度議会活性化特別委員会ができるということがあった中で、例えば現状議運担当になっているものは今度例えば活性化の人にかかわるかそういうことも考えられるのでしょうか。

○吉成委員長 活性化で担当するものが2つということで前回決めておりますので、それから議会活性化特別委員会の扱う事項としても当然2項目ということで決定をしておりますので、基本的には2つの項目で活性化のほうは行っていくというのが基本だと思っております。

○森本委員 わかりました。

○吉成委員長 ただし、その後当然議運であったり、それから議長のほうの例えば要望があったり、そういった場合に活性化のほうで担当する事項がふえる可能性はゼロではないと思います。

そのほかにごございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、今回の那須塩原市議会取組実行計画（案）になっておりますが、これで議運としては皆さんの了解を得たということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、これらについて最後にまたご説明は加えますが、この後の全協の中でご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に(2)の文書質問についてを議題とさせていただきます。

すみません、先ほどの抜けました、もう1点。この後の全協で説明をさせていただいて、最終日15日になりますが、議会最終日には発議としてこの取組実行計画は出させていただきますので、その点もよろしくお願ひをいたします。

すみません、あと資料をちょっと1点抜かしてしまいました。発議第1号という資料がこの後についております。その15日の件につきましては、このような形で議員の皆さんには資料として概要版をお渡しをして、説明にかえさせて……すみません、この後の全協ですね。全協においてはこの資料として今回説明をさせていただいて、それから15日の本会議においてはただいまご承認をいただいたこの計画をお示しをするという形をとらせていただきたいと思いますので、その点もあわせてよろしくお願ひをいたします。

それでは、改めまして……

〔「委員長、ちょっといいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。これを見て1ページのところで計画期間が31年、19年から20年の3月までになっていますよね。1年間ですよ、この計画は。1年なんですよ。だけれども、活性化の例えはいろいろ取り組みがあったとすると、あれは特別委員会で2年間でやるんですよ。

○吉成委員長 そうですね。項目によってはそうなりますね。

○鈴木委員 この段階はとりあえず1年間で担当すると。結果が出なくてもいいということですね。

○吉成委員長 これはその下の議会活動マネジメントサイクル、これを1年間で回していこうということでそのような計画期間となっているということです。

○鈴木委員 ちょっと期間がずれるけれども、それ

はそれでいいと。

○吉成委員長 同じですよね。検証自体は1年でやることになるので。

○鈴木委員 一緒ということでもいいんですね。ちょっと気になったんですけども。

○吉成委員長 はい。

たびたびすみません。議会の委員長報告の初日にも申し上げましたが、今回のこの計画に関しましては発議をして即決扱いと、即決議案として取り扱うということでよろしく願いいたします。

じゃ、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、改めまして(2)の文書質問の方に移ってまいりたいと思います。

それでは、文書質問のほうの資料をごらんいただきたいと思います。

既に以前に文書質問に関する規程ということで案を皆さんにお示しをさせていただきました。その案に対しまして、総務部の例規担当者との協議をした結果、3点の修正が示されております。その3点につきましては事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

係長。

○関根議事調査係長 今ございましたとおり、もう事前協議ということで議長から市長宛てにということで事前協議をさせていただきました。その結果、後ろのページをごらんいただければと思います。

3月8日付でこの文書質問制度に関する事前協議に対する意見ということで、3つ回答をいただいております。こちらにありますとおり、1番が文書質問によって市長等の職務に支障が生じることのないように努められたい。それから、2番につきましては制度説明を執行部のほうにもしていただきたい。3番につきましては、疑義が生じ

た場合には協議の場を設けていただきたいというふうな3つでございます。

また表面に戻っていただきまして、今申し上げましたのは1番の協議結果というようなところでございます。

それに対する意見に対する対応ということで、2番のところでございますが、(1)1番の部分に対しましては既定の第2項に設けてございます文書質問については不開示情報を対象としない等々適切に運用することをうたっておりますので、それを適切に運用することで対応しますよというふうなご回答でいただいたところが1番でございます。

2番に関しましては、部長会議が執行部の会議としてございますので、例えばですけども、今申し上げた部長会議なんかで、これは具体的に申し上げますと事務局長対応になるものかと思いますが、そのような場で執行部側にもこの制度の趣旨、それから内容を説明していきたい、そんなふうに考えてございます。

最後に、(3)としましては協議の場ということですけれども、これまでも文書質問を議会運営委員会でやってきてございますので、当然の原則として議会運営委員会がその協議の場になってこようかと思えます。ただ、今回の文書質問においても事前にした協議ということで正副委員長と総務部で打ち合わせをしてございますので、必要があればそんなこともやる必要があるだろうと思ってございますし、内容によって執行部側も総務部長が対応するのか、場合によっては副市長さんが対応されるのか、この辺はケース・バイ・ケースになると思いますので、その案件案件に必要な場を設けていきたい、そんなふうに考えてございますのが3番でございます。

なお、3番にありますとおり、今後のスケジュ

ールということですが、この後、幾つか技術的に総務部のほうからあの後意見をいただいているのもございますので、この後の議題の中で少し説明をさせていただくことにいたしまして、本日の議会運営委員会の中で文書質問に関する規定などの検討、決定をすれば、事前協議を終えていますので、今度は本協議ということで再度執行部のほうに本協議書という文案のところをお送りする予定でございます。事前協議を終えていますので、この日に意見ということでは出てこないかなということは予想されますので、おおむね1週間弱の中で意見の回答を求めまして、それをもって総務部の例規審査会のほうに進んでいきたいと思っております。

(3)にありますとおり、3月26日に総務部の例規審査会がありますので、そちらを経て案ができましたらば、4月18日の全協のほうにおかけしまして皆様の了承をいただく、そんなふうなスケジュールで考えてございます。

説明は以上でございます。

○吉成委員長 特別この資料の説明はいいですか。実際の。

○関根議事調査係長 この後の議会関係例規の整備というようにところでご説明させていただければと思います。

○吉成委員長 わかりました。

それでは、ただいま係長から説明いただきましたが、何かございますか、皆さんのほうからご意見は。

出された3点の指摘については、ただいま意見の対応については2のほうで説明いただきましたが、このような対応をするということではよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような扱いとさせていた

できます。

それでは、続きまして(3)の関係例規の整備についてを議題といたします。

今これ本当にたくさん今回あります。まずは議会だより編集委員会、そして議会報告委員会の統合について、これについては広聴広報特別委員会を設置することになっております。また、議会活性化特別委員会の設置もあります。このようなことから、議会だより編集委員長、また議会報告委員会委員長からもご意見を伺うとともに、会派代表者会議にも諮っております。その結果として、関係例規の整備が必要ということで、今回お示しを皆さんにするということです。

それでは、係長のほうから説明をお願いいたします。

○関根議事調査係長 委員長からも今お話ありましたとおり、議会運営委員会が中心となって進めてきた幾つかの事柄について、決定、実施の段階に当たって例規の変更を伴う事案が出ております。

資料の1番の(1)から1ページにもわたりますが、おおむね4つの視点から変更等が必要になるものと考えてございます。初めから説明させていただきます。

1番、設置改正を伴う例規等ということで、まず(1)文書質問に係るものということで、今お話し申し上げましたまさしく文書質問に係るものでして、①にありますとおり、那須塩原市議会文書質問に関する規程、こちらを制定いたします。内容につきましては、文書質問に係る運用等々について規程として新たに設けるものでございます。

後段に新旧対照表、それから例規そのものを載せていますが、それはこの後担当者のほうから説明しますので、まずはこのペーパーで概要だけご説明させていただこうと思います。

次に、(2)特別委員会の設置等に係るものという

ことで、これも委員長からありましたとおり、特別委員会の設置、統合に伴いまして、まず①として那須塩原市議会会議規則の一部改正が必要になります。こちらの概要に関しましては、会議規則166条の別表にあります議会だより編集委員会、それから議会報告委員会、こちらを削除するものでございます。また、あわせましてこの会議規則を見直ししましたところ、字句の整理、参照条文の誤り等がありますので、そちらの修正をさせていただきます。

次に、②那須塩原市議会だより編集規程の一部改正でございます。こちらにおきましては、議会だより編集委員会の設置根拠であります設置構成等々について規定されているわけですが、そちらを広聴広報特別委員会が実施する規定に改めるものでございます。

③は②と同じなのですが、議会報告会の設置根拠となっております実施要綱、こちらを一部改正しまして、これも②と同様に議会報告委員会の設置構成等々について書いてある部分を広聴広報特別委員会が実施する規定に改めるものでございます。

④につきましては、関連ということで、今回広聴広報特別委員会を設置するというふうなことでございますので、それにあわせて議会基本条例の検証でございました17条の見出し、あちらが広報広聴のままですので、今回の広聴広報特別委員会の設置にあわせ整合を図るものでございます。見出しを広聴広報機能の充実に改めるものでございます。

次は(3)政務活動費、タブレット端末導入に係るものということで、平成31年度当初予算にもありますとおり、タブレットの通信費につきまして議員の利用負担金が計上されているところでございます。それにあわせまして、政務活動費に関する

条例、条例施行規則、施行運用指針につきまして、それに対応する改正を行うものでございます。概要にありますとおり、現在視察費となっておりますところを視察費を含む調査研究費に改めますとともに、タブレット端末利用料を活用できますよう通信費を追加するものでございます。

次のページに移っていただければと思います。

続いて、もう一つ(4)としまして、改元に関するものということで、那須塩原市議会の先例・事例集、こちらの第1条に平成何年度第マル会というふうな規定がございます。その平成と入っている元号の部分を今後の元号の改正にも対応できるよう(元号)というふうに改めたい、そんなふうな内容でございます。

先ほど申し上げましたとおり、具体的な改正点はこの後担当者のほうから説明をしたいと思っております。

最後に、3番のスケジュールでございます。基本的なリズムとしましては、いずれも本日の議運で決めていただきました後、総務部の例規審査会、それから全協、そして本会議というふうに映っていきたいと思っております。ただし、ちょっと表が見つらくて大変恐縮なのですが、特別委員会の設置も絡んできますので、5月15日の本会議の後の全協で決めることになるであろう部分がありますので、全協については4月18日というふうなもの5月23日というふうなもの2つのパターンがあることにご留意いただければと思います。

一番上にあります文書質問に関する規程につきましては、規程ですので議運、例規審査会と進んで4月18日の全協でお諮りしたい、了承いただきたいと思っております。

2番目の会議規則につきましては、議会の議決で決めることになってございますので、議運、例規審査会、全協と進んだ後、5月15日の本会議で

改正を諮っていただきたいと思っております。ただし、後日特別委員会の設置が議論されますので、それを受けてというふうになるかと思えます。

それから、だより編集委員会と報告委員会の実施要綱、こちらにつきましては先ほど来申し上げているとおり5月15日に特別委員会が設置された後、全協に諮ることになるかと思えますので、5月23日というふうな日付を入れているところでございます。

基本条例につきましては条例案件ですので、本会議対応になってございます。その後、政務活動費につきましても条例は議会对応、それ以外は全協の了承を得るというふうな対応で進めていきたい、そんなふうになっております。

なお、一番最後の米印に書いてありますとおり、この例規審査会なんかにかけていく中で、技術的な変更、指摘を受ける場合がございます。そちらは変更等が必要になった場合に改めて議会運営委員会で報告させていただいて、全協のほうに進んでいきたい、そんなふうを考えてございます。

以上でございます。

○吉成委員長 じゃ、続けてよろしいですか、説明いただいて。

室井さん。

○室井主査 私のほうから、実際の例規改正の内容についてご説明差し上げたいと思います。

まず、初めに文書質問に関する規程に関しましては、お手元に今回は制定なので新旧対照表ではなくて制定文ということでお示しさせていただいております。内容につきましては、2月8日の議会運営委員会で一度お示しさせていただいております規程と同じでございます。そんな中でも、先ほど事前協議というところで資料のほうに提示させていただいた中で、3つの項目があったと思うんですが、それとはほかに規程そのもので変更

というか、こうしたほうが技術的によろしいですよというところでご指摘いただいた部分がございます。それについては、ごめんなさい、前回お配りした規程がちょっとお手元にはご用意していませんので、私のほうで簡単に説明させていただきますと、第2条のところに「文書質問は次に掲げる事件等に限り行うものとする」と、これは前回と変わりません。その後にはただし書きが追加となっております。「那須塩原市情報公開条例第6条に規定する不開示情報はその対象としない」、実はこの文言はその後の第2項、「議員は大量の文書質問により」とありますが、前回お示しした中ではこの間に入っていたものでございます。これを総務部のほうで見たところ、第2条の1項のほうにただし書きで追加したほうがよろしいのではないかとこのところで、このような形で提示させていただいたものでございます。

次は、第3条のところで「文書質問を行う議員（以下、質問者という）」、この表現が実は前回はございませんで、前回は「議員は文書質問を行うときは」というふうになってございました。要は、「以下、質問者という」というこの略称を入れることで、次からも「文書質問を行う議員」という説明じゃなくて「質問者は」というふうに略されるように、こういったものが技術的には他の例規でもこのようにやっておりますので、そういったご指摘がございました。

それに関連して、先ほどの質問者というのがそれ以降の条文でも規定されているというところで、それ以外は基本的には2月8日の議運でお示しさせていただいた案と変更ございません。

(1)についての内容は以上です。

続いて、(2)特別委員会の設置、統合にかかわる例規という関係で、全部で4つございます。皆さんのお手元には、文書質問に関する規程の後ろに

ホチキスどめで、まず横で会議規則の一部改正の新旧対照表がついていると思います。横型の新旧対照表ですね。

じゃ、まずは会議規則に関してご説明差し上げます。

基本的になんですけれども、先ほど係長からもご説明ありましたように、今回会議規則の改正のメインとなるものは、5月15日に臨時議会で特別委員会が設置された場合に、今回会議規則の別表、こちらに今年度追加しました議会報告委員会、もともと書いてございました議会だより編集委員会、こちらの削除というのがございます。

メイン的な改正はこちらだけだったんですが、これまでいろいろ総務部とも協議していく中で、字句の整理というところで、都合33条分あるんですけれども、この中で基本的には新旧対照表をまず第7条をごらんいただきたいんですが、これは常用漢字の規定の中で全てと言うものは漢字表記ということになってございました。そちらは平仮名表記になっていましたので、そちらに漢字表記に変更するもの。

その下に、(休会)の10条関係で、現行では第114の(議員に請求による会議)というこれ見出しですね。通常どの例規を見ても、条文中に関連条文の表記をするときには見出しは記載しません。これがずっと入っていたのでこれを削除します。

そのずっと下に行ってくださいまして、あとは備えですね。案を備えるという14条をごらんいただきたいんですけれども、これも漢字表記というものが常用漢字で平仮名になってございます。

また、これが結構数が多かったんですけれども、ちょっと裏面めくっていただきますと、第23条、延会の場合の議事日程のほうに2行目のところに「またはその議事が終わらなかったときは」、終わるといのも基本、わが入るとというのが通常で

ございますので、修正しました。

それらを今回全部で33条分あるんですけれども、「全て」という表記が8カ所、「備え」が2カ所、「終わる」が10カ所、見出し書きの削除が全部で35カ所。また、関連条文の要は自治法の改正があると当然それを表記しているのが会議規則にもあるんですけれども、その自治法の改正があったときに一緒に修正を今回、特に前回しなかったのがあったので、条ずれと呼ばれるものがあります。そういったものが全部で4カ所、それを修正するものでございます。

あと、もう1カ所ですね、この新旧対照表の一番後ろ、資料のところに政治倫理審査会、これも本年度追加したものですけれども、この政治倫理審査会のところがありまして、その隣に目的と5行程度書いてあるのがありまして、その横、構成員というので議長が今までは委嘱した議員となっております。これは政治倫理条例のほうを見ますと、議長が指名した者ということになっていきますので、これもあわせて修正させていただければというものが会議規則の今回の改正ということで、基本、メインはだよりと報告会を削除するだけなんですけど、それらもあわせて改正させていただくということになってございます。

続きまして、議会だより編集規程と議会報告会実施要綱をあわせてちょっと説明させていただきますが、2つとも規定の中に委員会設置の規定と委員会の規定が両方ともございまして、こちらについてなんですけれども、当然これは議決で委員会の設置及び委員の指名、また正副委員長も議長の指名ということになっていきますので、あえてここでうたい込む必要がなくなります。そして、そのためにどのように変更するかというと、議会だよりであれば、これはあくまで編集する委員会ということで、第2条を(編集)としまして、「議

会だよりの編集は議会の議決により設置される広聴広報特別委員会が行う」、報告会のほうのやはり委員会が行うべきところ、運営ですね、こちらと同じように……すみません、ちょっと訂正させていただきます。報告会ですね。「報告会の運営は議会の議決により設置される広聴広報特別委員会が行う」と。失礼しました。

ちなみに、これは参考としたのが東京都内の小平市議会がこういった形で行っておいりましたので、ちょっとそれを参照させていただいたところです。

もう1枚、新旧対照表のほうで基本条例の一部を改正する条例案の新旧対照表、こちら基本条例の検証の中で皆様にご議論いただいた中での一つとして、あわせて今回「広報広聴機能の充実」の見出しを「広聴広報機能の充実」という形で改正する資料となっております。

私のほうからは以上でございます。

続いて、ちょっと政務活動費の条例に関する説明をさせていただきたいと思っております。

○田野課長補佐 それでは、政務活動費に関する条例改正についてご説明させていただきたいと思っております。

先ほど関根係長のほうからご説明があったとおり、平成31年度より議会タブレットの導入に伴いまして、議会タブレット端末の通信料、議員負担金を充当可能とするような通信費を追加するために、関係条例、規則、使途運用指針の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、条例につきましては政務活動費を充てることができる経費の範囲の別表第5条の関係の改正についてでございますが、「視察費」を「視察費を含む調査研究費」と改めるとともに、タブレット端末を活用できるような通信費の文言を追加するものでございます。

そちらにつきましては、2ページのほうですね、

開いていただきまして、条例の新旧対照表のほうでございます。そちらが別表第5条関係でございます。

項目のほうは、これまで視察費であったものを調査研究費と改めまして、内容の部分でございます。内容の交通費と宿泊費と施設入場料の次に通信費の文言を加えまして、改正するような案となっております。条例につきましてはその点でございます。

規則につきましては、様式の第1号、政務活動費の収支報告書の様式の変更でございます。

こちらのほうも3枚目の新旧対照表のほうをごらんください。

様式の第1号、第2条関係ということでございまして、こちらの表の項目の一番上でございます。これまで視察費であった項目の部分を調査研究費ということで改めるような規則の改正でございます。こちらについてが規則の改正でございます。

あと、3点目、使途運用指針のほうの改正でございますが、こちらはまた別のページにあります政務活動費使途運用指針の案とありまして、そちらのほうも改正部分のみ抜粋しているものでございます。こちら先ほど来からの調査研究費に改めましたものをそのまま調査研究費のほうに改めまして、通信費を加え、10ページにあります使途基準の細目という欄でございますが、そちらについても項目欄を調査研究費に改めまして、次のページ、11ページには調査研究費の(4)のところに通信費を加えまして、こちらのほうを議会タブレット端末通信料議員負担金充当可能とするものということで追加させていただきまして、その他のところ、こちらのほうを改正させていただくものでございます。

改正内容としましては、そちらの3つの関係条例、規則、使途運用指針のほうを改正させていた

だくような予定となっております。

○**関根議事調査係長** すみません。それと、(4)会議に係るもの、資料はないんですが、口頭でご説明させていただきます。

現在先例・事例集におきまして、議会の呼称は、略しますが、定例会、臨時会の区別なく平成マルマル年第マル会那須塩原市議会定例会もしくは臨時会とし、暦年更新するというふうになってございます平成というふうな部分を(元号)というふうに変更して、そんなふうにご考えてございます。

それと、すみません、先ほど私文書質問のところ、協議の場を議会報告会というふうに申し上げたそうですので、議会だより委員会に改めさせていただきます。申しわけありません。

説明は以上でございます。

○**吉成委員長** 大変数多くの説明をいただきました。皆さんのほうからございますか、何か。

難しい話ではないんですが、ただ細かなところがたくさん改正せざるを得なくなっているということでもあります。このような形で進めるということで、それではよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** じゃ、そのような形で変更も進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、(4)のその他に移りたいと思います。

(4)のその他についても資料が出ておりますので、こちらについても、それでは事務局から説明をお願いします。

係長。

○**関根議事調査係長** それでは、資料の全国市議会議長の資料を見ていただければと思います。

今回の改元を受けまして、先ほども先例・事例集のところでもお話し申し上げたとおり、現在平成マルマル年第何回那須塩原市議会定例会となっ

ている部分について、現在当然31年度第1回定例会をやっているわけですが、通常であれば平成の改元がなければ5月の臨時会は平成31年第2回というふうになるものでしたが、今回改元がございまして、新元号第マル回というふうになるのかと思います。そのマル会を暦年で第1回を今やっているの、第2回とすべきなのか、改元を重んじて新元号第1回とすべきなのか、それともその他の策をとるべきなのかというふうなところが大分、市議会議長のほうに問い合わせがあるそうなんです。それを受けまして、今申し上げたこの案が出ておまして、具体的にはこの2番の①から④にある4つの方法が提示されております。いずれも間違いではない。どれをとっても適法ですよというふうな中で、あとはそれぞれの議会がどう対応するかというような部分だというふうなご説明でございます。

①、②に関しましては、今申し上げましたとおり、改元に関係なく第2回としたのが①、改元を重んじて改元第1回とするものが②。3番、4番につきましては国会のような通番もっておりませんので、実質的には①、②の選択になるのかなというふうなところでございます。

なお、実はこの市議会議長会のお問い合わせ先を書いてあります方と先日研修会でお話を聞く機会がございまして、①、②の実質的な選択になると思うけれども、技術的な話の中で、②を選んだ場合、新元号を重んじて新元号第1回とする場合には、第1回の定例会というか、議会が2回重複するので、議案番号も重複してくるので、議案番号の呼び方は新元号議案第何号とか、そういった形にしないと整理がつかませんよというお話がありましたので、技術的には2番のほうはやや面倒といいますが、事務的な負担があるというふうなところだけ申し上げたいと思います。

説明については以上でございます。

○吉成委員長 これ、実際にはここで決めないとま
ずいということになりますかね。

係長。

○関根議事調査係長 スケジュール的には5月15日、
先ほど来ほかのスケジュールで出ていますとおり、
5月15日にその議会がやってまいりますので、実
質的には4月18日の全協ぐらいには皆様の了解を
得るべきだろう、そんなふうに考えてございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今係長から元号が変わるということで今後の定
例会、それから臨時会の称呼が変わってきます。
それらについてどういう扱いをするかというこ
とで説明をいただいたわけです。全国市議会議長会
の事務局のアドバイスによれば、4つの案のうち
の①、新元号になっても現在の議会番号をそのま
ま踏襲して使ったほうが混乱が少ないという
か、手間が余りかからないんじゃないんでしょ
うかというアドバイスをいただいているというこ
とですが、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 1番でいいと思います。

○吉成委員長 そのほかにもございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、議運としてはこの①を採用す
るということで4月18日の全協で報告するという
ことでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていた
できます。

じゃ、続きまして、その他ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 事務局のほうから、その他、ほか
はございますか。ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 皆さんのほうからございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 ありません、はい。

じゃ、私のほうから1点だけちょっとお諮りを
しておきたいと思います。

先ほど皆さんにご承認をいただきました取組実
行計画の件なんです、実際にこれをホームページ
等で、了解を得て発議をして当然それが可決さ
れるという運びになればホームページ等でお示
しをすることになるんですが、あのままもしホー
ムページに載せた場合には、なかなか市民の方々
にはぱっと見てわかりやすいのかといえぱわか
りにくいんだと思うんですね。我々議員だからこ
そわかるという部分があると思いますので、あれ
らについても今後皆さんにお諮りをもちろしな
がらですが、概要版をつくってお示しをしたい
と思うんですが、そういう運びでよろしいです
か。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのような取り扱いとさせていただきます
ので、よろしく願います。

では、(4)のその他についてはよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

—————◇—————

◎その他

○吉成委員長 じゃ、大きなその他で何かござい
ますか。

皆さんからどうでしょう。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 事務局のほうはどうですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 ありません、はい。

◇

◎閉会の宣告

○吉成委員長　じゃ、以上をもちまして本日の議会
運営委員会、終了とさせていただきます。
大変にありがとうございました。

閉会　午前11時53分